

ISPM 28「規制有害動植物に対する 植物検疫処理」 附属書案

1回目 加盟国協議

なし

2回目 加盟国協議

・放射線照射処理(1本)

1 本

Pseudococcus baliteus (コナカイガラムシ科) に対する
放射線照射処理 (2023-033)

ISPM 28 規制有害動植物に対する 植物検疫処理

- 植物検疫処理の国際的調和を図るために策定
- 2025年8月現在、ISPM 28 附属書として、43本の植物検疫処理基準が策定されている

放射線照射処理基準 20本

チチュウカイミバエ、コドリンガ等に対する放射線照射処理 等

低温処理基準 15本

クインスランドミバエに対するオレンジ(*Citrus sinensis*)の低温処理

チチュウカイミバエに対するオレンジ(*C. sinensis*)の低温処理

チチュウカイミバエに対するタンゴール(*C. reticulata* x *C. sinensis*)の低温処理 等

蒸熱処理基準 5本

チチュウカイミバエ、クインスランドミバエに対するマンゴウの蒸熱処理 等

蒸熱処理+ガス置換処理基準 1本

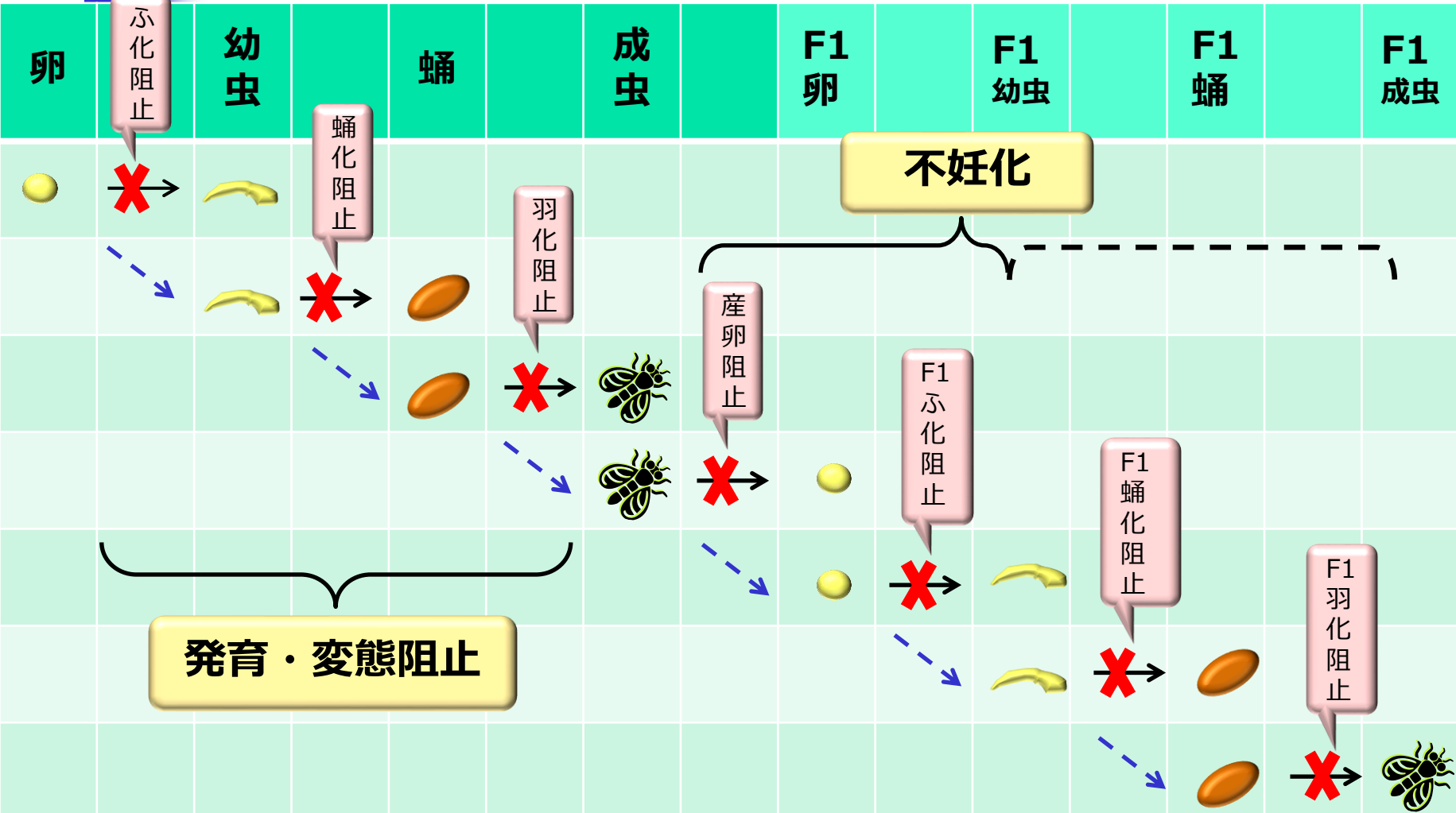
コドリンガ、ナシヒメシンクイに対するりんご、ももの蒸熱処理+ガス置換処理

フッ化スルフリルくん蒸処理基準 2本

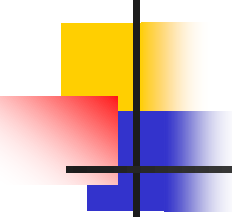
木材害虫に対するフッ化スルフリルくん蒸 等

検疫措置としての放射線(照射)処理とは？

害虫のDNAに作用し、 ①発育・変態阻止、②不妊化 → 害虫が増殖しない



Pseudococcus baliteus (コナカイガラムシ科) に対する放射線照射処理 (2023-033) 検討の経緯



2023年8月	加盟国から提案
2023年9～11月	基準委員会(SC)で 植物検疫処理に関する 技術パネル(TPPT)の作業計画へ組み入れる ことを承認
2023年10月	TPPTで処理基準案の修正、SCへ提案
2024年7～9月	1回目加盟国協議
2025年1月	TPPTで処理基準案の修正、SCへ提案
2025年7～9月	2回目加盟国協議

Pseudococcus baliteus (コナカイガラムシ科) に対する放射線照射処理 (2023-033)

第2回目の加盟国協議

- 対象害虫

Pseudococcus baliteus
(コナカイガラムシ科の一種)
(分布：東南アジア、中国、インド等)

- 対象品目

全ての果実、野菜、観葉植物

- 処理基準

放射線照射 最低吸収線量 183 Gy

- 処理効果

信頼水準95%において、99.9937%以上で本種の次世代卵の孵化を阻止

- 根拠文献

Zhao *et al.* (2023)、**Seth *et al.* (2016)** が追加



メス成虫
(植物防疫所原図)